

「かごしま黒豚」系統豚施設整備  
に関する基本計画策定支援業務委託

プロポーザル実施要領

令和8年4月

鹿児島県農政部畜産振興課

## 1 趣旨

この要領は、「かごしま黒豚」系統豚施設整備に関する基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

「かごしま黒豚」系統豚施設整備に関する基本計画策定支援業務

### (2) 業務目的

一般社団法人鹿児島県種豚改良協会（以下「種豚改良協会」という。）は、県内における「かごしま黒豚」の改良・増殖の促進等を目的に昭和51年に設立され、昭和59年に現在の霧島市牧之原に移転している。

令和10年度末には、新たな系統豚として期待されている第5系統豚が完成予定であり、種豚改良協会において、維持・増殖を図る計画となっている。

一方で、種豚改良協会の施設は整備から30年以上経過したものもあり、施設の老朽化による生産性の低下や施設の維持管理に要する負担も大きくなっている現状がある。

こうした状況を踏まえ、令和10年度末の第5系統豚の完成にあわせ、系統豚の適正管理に必要な施設整備について、適切な整備手法の検討を行い、今後の施設整備に係る基本計画を策定するものである。

### (3) 業務内容

別添「かごしま黒豚」系統豚施設整備に関する基本計画策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 履行期限

令和8年11月20日（金）

### (5) 提案上限金額

14,069千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

## 3 業務の範囲

業務に係る調査・検討の主な箇所は、以下のとおりとする（別図1）

(1) 施設名 一般社団法人鹿児島県種豚改良協会

(2) 所在地 霧島市国分上之段椎木迫2495ほか  
（鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場内）

## 4 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 平成28年4月1日以降、国、地方公共団体から受注した施設整備に関する同種・類似の業務実績又は、畜産関係施設に関する設計業務実績を有している者であること。

## 5 参加要件

応募は1者による単独提案または複数事業者による共同提案とする。

なお、共同提案の場合には、次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 代表者を1者選定することとし、代表者と全ての構成員が上記4の参加資格要件に示した項目(1)～(6)を全て満たす者であり、代表者又は構成員に上記4の参加資格要件に示した項目(7)を満たす者が含まれること。
- (2) 各構成員が、他の構成員としてまたは単独で本業務に参加していないこと。
- (3) 本業務を受託するに当たっての各構成員の役割を、別添「業務実施体制調書 様式8（参考）」に記載すること。
- (4) 共同事業体に係る協定書を締結していること、または契約締結日までに協定書の締結を予定していること。（協定書または協定書（案）の写しを添付すること。）

## 6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が提案上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

## 7 スケジュール

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| (1) 公募開始          | 令和8年4月22日（水）    |
| (2) 質問受付期限        | 令和8年4月30日（木）    |
| (3) 質問回答          | 令和8年5月8日（金）     |
| (4) 参加申込書提出期限     | 令和8年5月13日（水）    |
| (5) 参加資格確認結果通知    | 令和8年5月20日（水）    |
| (6) 企画提案書提出期限     | 令和8年5月27日（水）    |
| (7) 審査（プレゼンテーション） | 令和8年6月1日（月）（予定） |
| (8) 審査結果通知        | 令和8年6月上旬（予定）    |
| (9) 契約締結          | 令和8年6月上旬（予定）    |

※ 説明会は行わないが、現地見学の希望があれば、5月7日又は8日で日程調整を行うので、質問票（別紙1）により、上記質問受付期限までにその旨を申し出ること。なお、その後の申出には対応できないことに留意すること。

※ 提出書類等は全て午後5時必着とする。

## 8 プロポーザルの手続等

- (1) 質問受付及び回答

### ア 質問方法

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式1）により、電子メールで提出すること。

※ 電話で受信確認を行うこと。

### イ 回答

上記期日までに鹿児島県ホームページにおいて公表する。

- (2) 参加申込書の提出
- ア 提出書類  
別表1のとおり。
  - イ 提出方法  
郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。  
※ 参加申込書を提出した者全員に対して、上記期日までに参加資格の確認結果を書面で通知する。  
※ 参加資格に適合した者に限り、企画提案書等を提出することができる。
- (3) 企画提案書等の提出
- ア 提出書類  
別表1のとおり。
  - イ 提出方法  
郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参による。  
※ 参加資格に適合した者であっても、上記期日までに提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。  
※ 提出した企画提案書等の差替え、再提出は認めない。  
なお、鹿児島県が必要と認めるときは、追加の資料提出を求めることがある。

## 9 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 用紙サイズはA4版とすること。
- (2) 様式6～様式10は、15分程度で説明できる内容とすること。
- (3) 提案枚数に制限は設けないが、可能な限り図・表等を用いて、分かりやすいものとする。
- (4) 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を算出し作成すること。（積算内訳も明示すること。）

## 10 審査方法等

- (1) 企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために設置する審査会において行うものとし、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別表2）により、総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。なお、プレゼンテーションは提出した資料で行うこととし、追加は認めない。
- (2) 審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、採用者なしとする。  
なお、企画提案者が1者の場合も審査を行うものとする。
- (3) プレゼンテーションを行う順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、プレゼンテーションの具体的な日時や場所などは別途通知する。
- (4) 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。  
なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 11 契約の締結

- (1) 上記により最優秀提案者となった者を委託先候補とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。  
契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 前金払は委託契約金額の30%以内（ただし、契約相手方から前金の請求があった場合）の範囲で支払うことができるものとする。  
ただし、部分払は行わない。

## 12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。  
なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書等の著作権は鹿児島県に帰属するものとする。
- (4) 委託契約に係る業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

## 13 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県 農政部 畜産振興課 中小家畜係  
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
電話：099-286-3219（直通） FAX：099-286-5599  
E-mail：katiku@pref.kagoshima.lg.jp

別表1 提出書類

要領	提出書類		留意点		提出部数
8(1)	質問票	様式1	質問事項について、簡潔に記載すること。		1部
8(2)	参加申込書	様式2	代表者名を記入し、代表者印を捺印の上、提出すること。		1部
	参加資格確認申請書	様式3	代表者名を記入し、代表者印を捺印の上、提出すること。		1部
	事業者概要書	様式4	主要業務等について、簡潔に記載すること。		1部
8(3)	企画提案書	様式5	代表者名を記入し、代表者印を捺印の上、提出すること。		1部
	業務実施方針等調書	様式6 (参考)	実施方針	業務目的などを理解し、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。	10部
			業務フロー	業務目的の実現に向けた業務の進め方を簡潔に記載すること。	
			工程計画	業務実施についての工程計画と進捗管理の方法を簡潔に記載すること。	
	企画提案内容調書	様式7 (参考)	提案内容について簡潔に記載すること。		10部
	業務実施体制調書	様式8 (参考)	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定者の氏名、所属、役職、経験年数、担当する業務、資格等を記載すること。</li> <li>配置予定者の保有資格者証の写しを添付すること。</li> <li>業務実施体制の特徴を記載すること。</li> </ul>		10部
	配置予定者の経歴調書	様式9 (参考)			10部
業務実績調書	様式10 (参考)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年4月1日以降、国、地方公共団体から受注した施設整備に関する同種・類似の業務実績又は、畜産関係施設に関する設計業務実績を5件まで記載すること。</li> <li>同種・類似の業務実績又は、畜産関係施設に関する設計業務実績とは、公共施設整備や畜産施設等の計画策定支援業務、畜産関係施設に関する設計業務を完了した実績のこと。</li> </ul>		10部	
見積書及び見積内訳書	様式任意	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の仕様書及び企画提案内容調書等に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し、記載すること。(積算内訳も明示すること。)</li> <li>契約時に再度、見積書の提出を求める。</li> </ul>		1部	

※ 様式6～10は参考様式であるが、提出書類については、各様式の記載内容を満たすものとする。

※ 様式6～10の提出部数の内訳は、正本1部、副本9部とする。

※ 様式6～10はページ番号を通して付し、A4縦、左綴じ(2穴)で出力(両面印刷可)したものを、各部ごとにクリップ等の留め具(ホチキス不可)で綴じて提出する。

別表2 審査基準

審査項目		審査内容	配点
企画提案内容	実施方針 業務フロー (様式6)	業務目的の理解度が高く、業務の基本的な考え方や実現性の高い具体的な進め方が的確に提案されているか。	15点
	工程計画 (様式6)	業務の工程計画の妥当性が高く、実現可能な工程となっているとともに、具体的に進捗管理に対する提案がされているか。	10点
	業務内容 (様式7)	仕様書の内容を踏まえ、調査方法や調査内容が具体的かつ的確で、創意工夫を図るための方針が提案されているか。  (1) 現状把握 (5点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の現状や課題を抽出するための具体的な手法の提案がなされているか。</li> <li>・施設利用者ニーズを把握するための手法の提案がなされているか。</li> </ul> (2) 施設の修繕案と新設案の比較 (15点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の劣化状況調査の手法について具体的に提示がなされているか。</li> <li>・施設の修繕可能範囲の技術的検討について具体的に提示がなされているか。</li> <li>・修繕時の運営影響評価の手法について具体的に提示がなされているか。</li> <li>・ライフサイクルコストを踏まえた提案となされているか。</li> <li>・一級建築士が参画する提案となされているか。</li> </ul> (3) 事業手法の検討 (10点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の系統豚各施設の集約化について具体的な検討手法の提示がなされているか。</li> <li>・既存施設や新たな系統豚の飼養開始時期を踏まえた事業手法及びスケジュールについて提案がなされているか。</li> <li>・財政負担の削減が期待できる事業スキームの提案がなされているか。</li> </ul> (4) その他独自提案 (5点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・創意工夫のあるアイデアで調査に有効と考えられる提案がなされているか。</li> </ul>	35点
業務遂行能力	実施体制 (様式8, 9)	業務体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか。鹿児島県の要望等に迅速・柔軟に対応できるか。	10点
	業務実績 (様式10)	本業務と同種又は類似の実績を豊富に有しているか。	30点
合計			100点

※ 下限の点数の設定

審査会の9名の委員が評価した結果の合計点540点を下限の点数とする。(満点900点)